

郡山市こども誰でも通園制度（仮称）の本格実施を見据えた試行的事業に関するQ&A

令和6年5月13日時点

No	質問	回答
1	実施要綱別紙1には、紙媒体のチケットにより管理するとなっておりますが、チケットは各施設で作成するのですか。	チケットは市が作成し、保護者に交付します。
2	実施要綱第6条(9)「配慮が必要なこどもやその保護者が円滑に利用できるように配慮」とは具体的にどのようなことが予想されますか。	具体的には、市が利用を希望する保護者から配慮が必要な事項を聴き取り、利用開始前に利用の可否や利用にあたっての配慮事項等について、事業者との調整を行います。
3	実施要綱第6条(10)「支援計画を必要に応じて作成し、」とは、(9)に該当するこどもに対してのことですか。	(9)に該当する児童に限定するものではありません。通常の保育において、3歳未満児に作成している「保育の個別計画」を当事業の利用児童についても必要に応じて作成いただきます。定期的、継続的に利用する児童については、作成ください。
4	実施要綱第11条の「本事業も損害保険の対象とする」とは、指定の保険または推薦する保険がありますか。	指定する保険や推奨する保険は特にありませんが、自園で加入している損害賠償責任保険において、当事業の利用児童も補償対象となる場合は、別途新たに加える必要はありません。特約をつける等で対応できる場合も考えられます。自園で加入している損害保険会社にお問い合わせください。
5	余裕活用型は定員に達しない場合となっているが、定員に達している場合でも、面積と職員の配置人数に余裕がある場合は募集できますか。	市実施要綱第7条に規定するように国の「一時預かり実施要綱」に定める余裕活用型または一般型の設備及び運営に関する基準により実施していただくことになります。 定員を超えることとなるときは一般型の基準により運用いただくことになります。余裕活用型は既存の人員で運営可能ですが、一般型になると専用の従事者が必要です。詳細は、国の「一時預かり実施要綱」をご覧ください。 国の「一時預かり実施要綱」は、市のホームページにも掲載いたします。
6	一般型について、専任の職員とは、園の職員とは別に採用をするということですか。または、勤務時間内であっても、フリーの立場にいる職員を当ててもよろしいのでしょうか。	一般型の場合には、専らこども誰でも通園制度の事業に従事していただく必要があります。国の一時預かり実施要綱の一般型の職員の配置をご覧ください。

No	質 問	回 答
新 7	<p>定員・在園児のカウント方法について            (事業計画書に記載する現状の)満3歳児については、3歳児の定員へ含める形で(記載して)よろしいでしょうか？</p>	<p>現在、幼稚園として満3歳児の園児を受け入れている場合、3歳児の記入欄に含めて記載していただいて結構です。</p>
新 8	<p>一時預かり事業の実績について            現在、子育て支援事業として2歳児・満3歳児の保育を実施しております。登園日数は月極契約・1日単位から選択式で利用可能となっております。登園時間は9:00から13:00の中で好きな時間で利用できる形となっておりますが、こちらは一時預かり事業の実績に該当しますでしょうか？</p>	<p>公募用様式4(事業計画書)に示す「一時預かり事業の実績」とは、児童福祉法第6条の3第7項及び第34条の12並びに子ども・子育て支援法第59条に規定する地域子ども・子育て支援事業としての「一時預かり事業」の実績を指します。(幼稚園の場合、一時預かり事業(幼稚園型Ⅱ)が該当。基準に適合する運営を行い、補助の対象となっている事業を指します。)            幼稚園が独自に預かりを行っているものについては、ここでいう「一時預かり事業」には該当しません。</p>